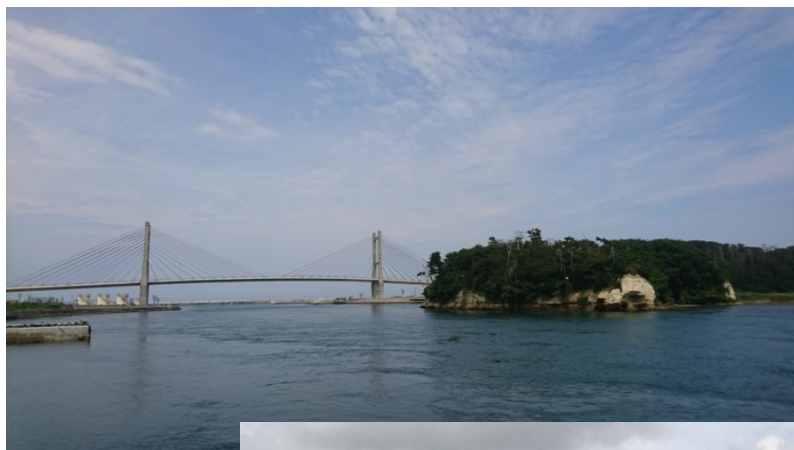


相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
〔相馬地方都市計画区域マスタープラン〕  
(案)



松川浦（相馬市）



相馬野馬追（南相馬市）

福 島 県



# 目 次

1. 基本的事項 .....	1
1) 対象区域 .....	1
2) 目標年次 .....	1
2. 都市計画の目標 .....	2
1) 都市の現状と課題 .....	2
①広域的視点から見た現状と課題 .....	2
②土地利用に関する現状と課題 .....	3
③都市施設に関する現状と課題 .....	3
④市街地開発事業に関する現状と課題 .....	4
⑤自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題 .....	4
⑥復興に関する現状と課題 .....	5
2) 都市づくりの理念 .....	7
2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理 .....	7
2) - II 本都市計画区域の都市づくりの理念 .....	10
①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全 .....	10
②安全で安心できるまちづくりの推進 .....	11
③生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり .....	11
④コミュニティの維持・再生に配慮したまちづくりの推進 .....	11
⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成 .....	12
⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進 .....	13
⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備 .....	13
⑧復興をリードするまちづくりの推進 .....	13
⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進 .....	14
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ .....	15
4) 保全すべき環境や風土の特性 .....	16
3. 区域区分決定の有無 .....	17
1) 区域区分の有無とその理由 .....	17
①区域区分の有無 .....	17
②判断理由 .....	17
4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針 .....	18
1) 主要用途の配置方針 .....	18
①商業・業務地（商業系） .....	18

②工業・流通業務地（工業系） .....	18
③住宅地（住居系） .....	19
2) 土地利用の方針 .....	19
①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 .....	19
②居住環境の改善又は維持に関する方針 .....	19
③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 .....	20
④優良な農地との健全な調和に関する方針 .....	20
⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 .....	20
⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 .....	21
5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針 .....	22
1) 交通施設 .....	22
①基本方針 .....	22
②主要な施設の配置の方針 .....	23
③主要な施設の整備目標 .....	25
2) 下水道及び河川 .....	26
①基本方針 .....	26
②主要な施設の配置方針 .....	26
③主要な施設の整備目標 .....	27
3) その他都市施設 .....	28
①基本方針 .....	28
②主要な施設の配置の方針 .....	28
6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針 .....	30
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	30
2) 市街地整備の目標 .....	30
7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 .....	31
1) 基本方針 .....	31
①自然環境の整備及び保全の必要性 .....	31
2) 主要な公園緑地の配置方針 .....	32
①環境保全系統の配置方針 .....	32
②レクリエーション系統の配置方針 .....	32
③防災系統の配置方針 .....	32
④景観構成系統の配置方針 .....	33
3) 実現のための具体の都市計画制度方針 .....	34
4) 主要な公園緑地の確保目標 .....	35



1 1. 基本的事項

2 1) 対象区域

3 本都市計画区域は、相馬市及び南相馬市の各行政区域の一部と、相馬郡新地町の行政  
4 区域の全域により構成される38,871haである。

5

区分	市町村	範囲	規模
相馬地方都市計画区域	相馬市	行政区域の一部	11,982ha
	南相馬市	行政区域の一部	22,220ha
	新地町	行政区域の全域	4,669ha
	2市1町		38,871ha

6

7

8 2) 目標年次

9 都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指  
10 針として策定することから、平成27年度を基準とし概ね20年後の平成47年を目標  
11 年次とする。

12 ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれ  
13 るべき以下に掲げる事項については、10年後の平成37年を目標年次と定める。

14 なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直  
15 しの検討を行うものとする。

16

- 17
- 18 ・都市的土地利用の規模
  - 19 ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
  - 20 ・主要な緑地の確保目標

1 2. 都市計画の目標

2 1) 都市の現状と課題

3

4 ①広域的視点から見た現状と課題

5 本都市計画区域は、福島県沿岸部の浜通り地方の北部に位置し、南北約50km、東  
6 西約15kmと細長く、本都市計画区域中央に位置する鹿島まで、県庁所在地である福  
7 島市からは東に約50km、仙台市から南に約60kmの距離にある。

8 太平洋沿岸特有の比較的温暖な気象条件を有しており、紺碧に輝く太平洋や、緑輝く  
9 阿武隈の山並み等多様で豊かな自然に恵まれている。阿武隈高地水系の河川が太平洋に  
10 向かって何本も貫き、平野部は水田地帯が広がり、丘陵地では果樹栽培も行われている  
11 一方、東日本大震災の影響により沿岸部の農業・漁業生産基盤は壊滅的な被害を受けて  
12 いるため、これらの復旧・再開が課題である。

13 歴史的には、陸前浜街道と言われた現代の一般国道6号沿いに古代から近世にかけて  
14 の貝塚・古墳群等の史跡、磨崖仏、建造物等が多数残されている。また、鎌倉時代から  
15 明治維新にかけて本都市計画区域の大部分が奥州相馬氏の所領であった経緯を持ち、相  
16 馬野馬追に代表される永い歴史と伝統が残る地域である。

17 一方、本都市計画区域最北の新地町は、江戸時代は伊達藩の領地となっていた歴史が  
18 あり、現在も仙台市への通勤通学圏域である等、仙台市との結びつきが比較的強い。

19 本都市計画区域は、相馬氏の城下町であった相馬市相馬地区と、宿場町を経て産業・  
20 商業を中心に発展した南相馬市原町地区に都市機能が集積している。

21 第2次産業では、相馬中核工業団地を始めとして、製造業を中心とした工業施設及び  
22 火力発電所が立地している。特に、本都市計画区域は相馬共同火力発電新地発電所と原  
23 町火力発電所の2つの発電所を持ち、隣接する双葉地方の都市計画区域とともに電力供  
24 給地帯の側面も持つとともに、工業団地に隣接して重要港湾相馬港が整備されている。

25 都市公園では、南相馬市原町区の市街地南部において、相双地域唯一の広域公園であ  
26 る東ヶ丘公園の整備が進んでいる。

27 本都市計画区域は、一般国道6号や常磐自動車道、JR常磐線を中心に、南北方向に  
28 連続した生活圏を形成している。今後は、中通り、さらには会津地域との連携強化に資  
29 する東西軸の機能の強化と、これらの広域交通体系を生かした県内外からの観光客の誘  
30 致等、広域交流の強化が求められている。

31

## ②土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域の人口は、県全体の傾向にも増して減少傾向にある。世帯数についても県全体と同様、現時点では微増しているものの将来的には減少が予測されており、今後の大幅な宅地需要は見込まれない。

高齢者割合についても相馬市と新地町は県全体と同様の水準で、南相馬市は県全体の傾向にも増して増加しており、超高齢社会への対応が望まれること、住民アンケート結果等において医療、高齢者福祉、子育て支援といった生活支援機能の充実を求める声が高まっていることから、誰もが日常生活において安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが必要である。

区域内の都市機能が集積する地区である相馬市相馬地区及び南相馬市原町区中心市街地においては、地方都市に共通の課題である空き店舗・空き家・老朽化した家屋の増加や市街地の空洞化現象が見られる。その一方で、一般国道6号沿道等の郊外部での施設立地の動きが見られる等、拡散的な市街地形成の動きも進んできた。また、東日本大震災後は地域全体において宅地需要・住宅の新築動向が見られるが、古くからの市街地では、狭い道路や行き止まり道路等が防災上の不安となっているほか、老朽化した家屋・空き家の増加を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念される。

こうした現状を踏まえ、適切な土地利用計画に基づいた土地利用の実現が求められる。

市街地外では、多くは山林、農地等としての土地利用であり、豊かな自然が特色となっている。これらは優良農地を中心として、今後とも保全が求められる。

## ③都市施設に関する現状と課題

鉄道は、JR常磐線が南北に通っており、区域内には9つの駅があり、区域内の移動のみならず、隣接都市計画区域やいわき市・仙台圏への通勤・通学を始めとした市民生活及び経済活動を支える公共交通機関として重要な役割を担っている。しかしながら、東日本大震災に伴い双葉地方の一部区間が不通となっており、早期の全区間開通が望まれている。

鉄道以外の公共交通では、相馬駅、原ノ町駅、鹿島駅を中心にバス交通網が形成されている。

高齢化が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となるが、近年バス路線は廃止・縮小が進んでおり、公共交通機能の維持強化が課題である。

道路網は、常磐自動車道及び一般国道6号が区域の大動脈であり、南北方向の(主)相馬亙理線、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線、東西方向の一般国道113号、115号、(主)原町川俣線等により、骨格的な道路網を形成している。

交通流動は南北方向が中心であり、一般国道6号は日常的に多くの交通量が発生しているが、常磐自動車道が全線開通され交通利便性が大きく高まっている。あわせて、早期の全線4車線化による更なる利便性の向上が期待されている。東西方向についても、

1 一般国道115号相馬福島道路（以下、「相馬福島道路」という。）の新設や（主）原町  
2 川俣線の改良が進められている。

3 高速道路の整備に合わせたインターチェンジと市街地等とのアクセス整備、整備率の  
4 低い市街地の都市計画道路の整備、市街地と集落地とを結ぶ道路の整備、南北方向に比  
5 較して脆弱な東西方向を結ぶ道路網の強化等が課題である。

6 本都市計画区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽によっ  
7 て行なわれている。河川や海の水質悪化を防止するため、今後も公共下水道などの整備  
8 促進が求められる。

9 また、本都市計画区域内の河川は、比較的流路延長が短く、山間部の急流区間から市  
10 街地の緩流区間を流下して太平洋に注いでいる。相馬市街の駅前から荒井町にかけての  
11 地区等では、浸水被害が度々発生しており、近年は集中豪雨なども頻発しており、増加  
12 する降雨量への備えが必要となっているなど、洪水等の災害の履歴や宅地開発の状況等  
13 を考慮した河川整備が求められる。

14 このほか、市街地や港湾・漁港周辺を中心として、住民が水辺に親しめる空間整備が  
15 求められる。

16 なお、施設の整備にあたっては、良好な都市景観の形成に配慮するとともに、ユニバ  
17 ーサルデザインに配慮した、誰にでも使いやすい安全で安心できる都市施設の整備が必  
18 要である。

#### 20 ④市街地開発事業に関する現状と課題

21 本都市計画区域における市街地開発事業は、県内最初の土地区画整理事業となった原  
22 釜地区（昭和19年事業開始）や中村駅（現相馬駅）前地区（昭和24年事業開始）等、  
23 古い歴史を持つ。その後、相馬市・南相馬市原町区及び鹿島区において、土地区画整理  
24 事業により市街地整備が行われてきており、復興事業として新地駅周辺においても整備  
25 が進められている。

26 なお、郊外部において農地転用や住宅開発が見られることから、非線引き用途地域外  
27 における土地利用規制の活用等により適正な土地利用への誘導が課題である。

#### 29 ⑤自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

30 本都市計画区域は、西側に阿武隈高地に連なる丘陵が広がり、阿武隈高地を源とする  
31 宇多川、真野川、新田川等の河川が流れ、その流域に市街地、農地が形成されている。  
32 東側は太平洋に面し、本州北部では珍しいマルバシヤリンバイの自生地（南相馬市鹿島  
33 区）等貴重な自然生態系を残し、また一部は公園としてレクリエーション等に活用され  
34 ている。

35 特に、県立自然公園に指定されている松川浦は、海苔の養殖や沿岸漁業等の産業の場  
36 であるとともに、風光明媚な景勝地としてレクリエーションや観光に利用されていたが、

1 東日本大震災による津波の影響で大きな被害を受けており、再生に向けての取り組みが  
2 進められている。また、丘陵部には福島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域  
3 が4箇所指定されており、良好な自然資源が分布している。

4 本都市計画区域は、丘陵地や農地に囲まれた各市街地が連続して位置するという特徴  
5 を持ち、これら丘陵地等と古墳群等の歴史資産、溜め池や樹林等が一体となって自然  
6 的・歴史的環境を形成している。

7 市街地近郊では、馬陵公園や東ヶ丘公園等は、森林としての機能のみならず本都市計  
8 画区域の歴史を物語る景観構成要素となっている。

9 また、東ヶ丘公園は、都市住民の憩い、景観、レクリエーション、防災等様々な機能  
10 を確保した緑地として保全と活用が求められる。

11 本都市計画区域は水と緑と歴史に恵まれており、阿武隈の山並み、ここから続く丘陵  
12 と農地、川と沿岸部といった要素は、それぞれの地区の環境を構成しながら、遠景とし  
13 て都市環境を形づくり、良好な住環境を形成するものでもある。

14 松川浦や国見山・鹿狼山等阿武隈山系の山並みといった地域が大切にする地域資源、  
15 多面的な機能を有する農地との調和を図るとともに、今後もその維持が求められる。

## 16 17 ⑥復興に関する現状と課題

18 平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所  
19 事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により、福島第一原子力発電所周辺に  
20 においては、避難指示区域の設定により避難を余儀なくされてきた。平成28年7月に南  
21 相馬市小高区等の避難指示が解除されたものの、南相馬市においては、一部区域で避難  
22 指示が解除されていない状況にある。

23 相馬市においては、津波被災者の生活の場として安全な高台等において9地区の防災  
24 集団移転促進事業による住宅団地を設け、9団地の災害公営住宅等の整備が行われてい  
25 るほか、被災した道路や市庁舎、市民会館や公民館の復旧、農地の復旧事業、原釜や磯  
26 部の漁業関連施設の整備、津波浸水区域でのメガソーラーの整備などが進められている。

27 南相馬市においては、津波被災者の生活の場として安全な高台等において21地区の  
28 防災集団移転促進事業による住宅団地、16団地の災害公営住宅等の整備が行われてい  
29 るほか、被災した道路の復旧、農地の復旧事業や工業団地、再生可能エネルギー基地の  
30 整備などによる産業振興、津波に浸水した沿岸部での防潮堤・海岸防災林の復旧・整備  
31 などによる防災・減災施設の整備などが進められている。

32 新地町においては、被災した新地駅の移設と被災市街地復興土地区画整理事業及び津  
33 波復興拠点整備事業による周辺整備や津波被災者の生活の場として安全な高台等にお  
34 いて7地区の防災集団移転促進事業による住宅団地、8団地の災害公営住宅等の整備が  
35 行われているほか、被災した道路の復旧、農地の復旧事業、津波に浸水した沿岸部での  
36 防潮堤・防災緑地の復旧・整備などが進められている。

1           また、国・県としても常磐自動車道の整備・再開通や横串の骨格的な交通基盤となる  
2 相馬福島道路の整備、物流の拠点である相馬港の復旧、福島イノベーション・コースト  
3 構想の具体化に向けてロボットテストフィールドや国際産学官共同利用施設などの整  
4 備、「産業・なりわいの再生」と「コミュニティの形成・地域づくり」等に資する多様  
5 な支援策の展開を進めている。

6           このようなハード・ソフト両面での復興事業の進展にあわせて、今後想定される災害  
7 から人命や財産を守る都市づくりや避難されている被災者の個々の事情に応じた生活  
8 再建とコミュニティの維持・再生、地域での生活を支える地域産業の再生・再興が求め  
9 られている。

10

11

## 2) 都市づくりの理念

### 2) -I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取り組みを進めることをめざす。

この「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を基本として、浜通り地域においては、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けたまちづくり、災害に強い・災害に負けないまちづくり、コミュニティの再生・強化と地域間交流による持続性のあるまちづくり、浜通り地域の新たな施策展開などを考慮し、新たな基本方針を追加した「浜通り地域の都市づくりの基本方針」を設定している。

「浜通り地域の都市づくりの基本方針」は浜通り地域の都市づくりの前提となるものであり、浜通り地域の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

#### □基本理念

##### (背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

##### (基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。
- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。
- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多

1 様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産  
2 という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。

3 ○ 田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産  
4 業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関  
5 係を構築していくことが重要である。

6 ○ 都市および田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化  
7 し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅  
8 広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある  
9 持続可能な共生社会を目指していく。

#### 10 (基本理念)

11 ○ 以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念  
12 とし、県民や事業者、市町村等様々な主体と一体となって、本理念の具体化および継承に取  
13 り組む。

#### 14 □基本方針

15 本県がめざす都市づくりは、次の4つの基本方針の下に推進していく。

#### 16 **都市と田園地域等が共生する都市づくり**

17 ○ 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現  
18 状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくた  
19 め、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

#### 20 **地域特性に応じたコンパクトな都市づくり**

21 ○ 人口の減少等都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視さ  
22 れた拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現する  
23 ため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

#### 24 **ひと・まち・くるまが共生する都市づくり**

25 ○ 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境  
26 の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」  
27 を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。

#### 28 **安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり**

29 ○ 東日本大震災や原子力災害の甚大な被害を繰り返さず、いかなる災害にも負けない地域づく  
30 りを進めるとともに、弱体化した地域コミュニティの再生・強化や地域間交流を促し、人と  
31 人がつながりを持ちながら安全で安心な生活が続けられる都市づくりを推進する。

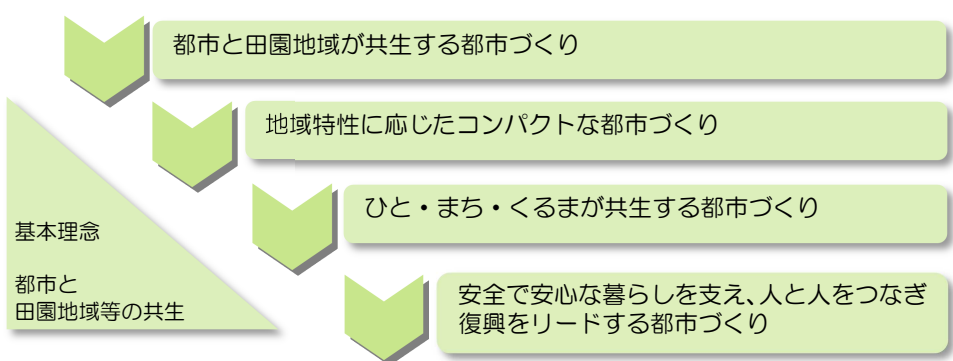
32 ○ 生活の基盤となる地域の産業を再生するとともに、国内外の英知を結集した新たな産業の創  
33 出を促し、地域の住民が夢と誇りを持ち、健康的に暮らし続けられる都市づくりを推進する。

34

35



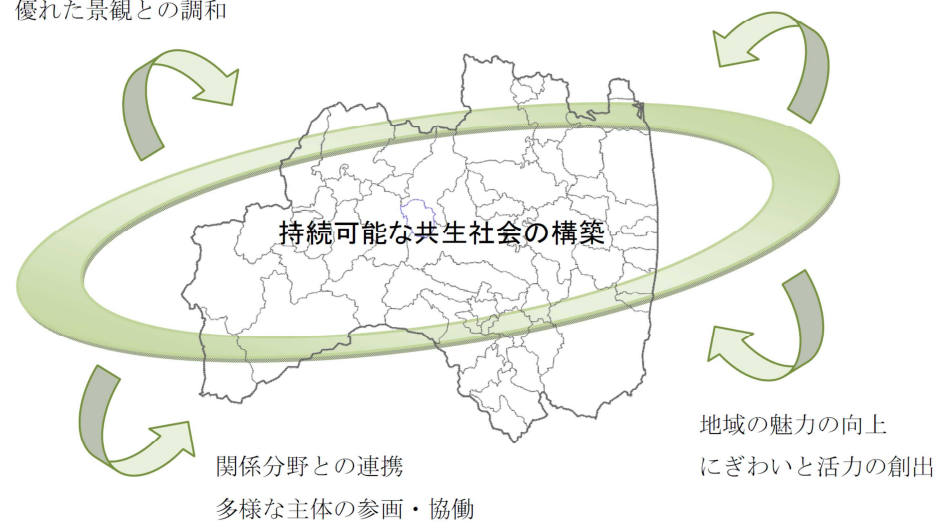
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7



基本理念  
都市と  
田園地域等の共生

自然的環境の保全  
優れた景観との調和

地域間ネットワーク  
地域コミュニティの形成



8  
9

## 2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

### 相馬地方都市計画区域の都市づくりの基本理念

## 「豊かな自然と共生しながら暮らし続けられる 2つの交流拠点を生かした都市づくり」

- 海岸、溜池、農地、山林等の多彩な自然環境と、「相馬野馬追」に受け継がれる歴史文化を生かしたまちづくり
- 相馬と南相馬の中心市街地の機能強化による相双広域都市圏の2つの交流拠点づくり
- 市街地と集落のバランスの取れた日常生活都市として住みたくなるまちづくり
- 市街地や周辺都市を連携する交通体系の確立
- 高速交通体系を生かした新しい産業拠点の確立
- 地域資源を活用した観光交流都市の形成
- 農林漁業及び自然環境との調和の取れた土地利用の推進
- 複合災害を克服し、地域の絆と誇りに満ちた復興まちづくり

### ①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

本都市計画区域においても、人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口や様々な都市機能が一定程度集積する集約型都市構造への転換が求められる。

このためには、無秩序に市街地を拡散させないことが重要であり、大規模な地形の形質変更を伴う開発等については、原則として抑制していく。

また、本都市計画区域を特徴づける阿武隈高地と、そこに連なる丘陵、河川、農地、太平洋といった豊かな自然的環境は、一部を自然環境保全地域等に指定されていることから、後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本とする。特に松川浦は、県内でも有数の県立自然公園となっており、適正な保全を図っていく。

市街地の貴重な緑であり、歴史的意義も高い馬陵公園や東ヶ丘公園、相馬小高神社等については、貴重な自然環境、都市住民の憩い、レクリエーションの場として位置づけ、今後も維持・保全を基本とする。

あわせて、これらの地域資源と深い関わりを持つ、相馬野馬追を始めとした地域の伝統文化の保全・継承を図っていく。

津波や原子力災害の影響で大きな被害を受けているものの、農地は本都市計画区域の基幹産業である農業の基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持する機

1 能、農業を生かした交流の促進、さらには良好な景観の構成要素であるなど、様々な役  
2 割を果たすものであり、今後とも保全していく。

## 3 4 ②安全で安心できるまちづくりの推進

5 地震や津波等の災害の際、また電力供給地帯としての非常時を考慮し、避難路、輸送  
6 路となり、延焼防止帯としての効果も持つ幹線道路について、その機能確保を図る。ま  
7 た、避難地・避難路・広域防災拠点として、東ヶ丘公園等の公園の整備を進める。

8 市街地内を貫流する河川については、景観形成に配慮しつつ、堤防整備等の適切な河  
9 川整備を行い、災害の防止を図る。

10 沿岸部においては、東日本大震災を教訓に、今後の津波災害に備えるための防潮堤や  
11 防災林等を整備し、災害の予防及び減災に努める。安全で安心できる災害に強い都市の  
12 形成に向け、地震や津波情報等をいち早く伝達する I C T（情報通信技術）を活用した  
13 情報提供ネットワークの構築を進める。

14 都市防災の観点から、相馬市の準防火地域を始め、引き続き耐火建築物や防火性の高  
15 い建築物の建築を促進する。

## 16 17 ③生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

18 本都市計画区域は、城下町・宿場町等の歴史を持つ市街地が、農地や丘陵を挟みなが  
19 ら南北につながるといった特性を持っている。これらの市街地は連続的な空間として連  
20 担してはいたないが、都市機能が集積している相馬市相馬地区と南相馬市原町区を主な圏  
21 域拠点として、それぞれが相互に依存しあう広域都市圏を形成している。

22 近年では、通勤・通学・買い物・観光等、拠点間の流動はより広域化しており、現在  
23 の各地区が備えている都市機能（行政・産業・医療・教育・福祉・観光等）、及び全線  
24 開通に向けての復旧が進められている J R 常磐線や平成 27 年 3 月に全線開通した常  
25 磐自動車道、一般国道 6 号等の既存のインフラを有効に活用しながら、各地区の連携を  
26 図っていく。

27 その際、「都市と田園地域等の共生」という基本理念を踏まえ、都市部・田園部それ  
28 ぞれの文化やコミュニティを尊重しながら、相互が交流し、共に豊かになれるような視  
29 点が求められる。

30 なお、浜通り軸の広域連携を促進するために、常磐自動車道 I C へのアクセス道路の  
31 整備を図っていく。さらに、中通り地域との東西交流促進のために、相馬福島道路の整  
32 備を推進するとともに一般国道 115 号や(主)原町川俣線の充実が求められる。

## 33 34 ④コミュニティの維持・再生に配慮したまちづくりの推進

35 本都市計画区域内の人口は東日本大震災の影響もあり平成 22 年の 116,919 人  
36 から平成 27 年の 104,528 人と、約 10%の減少が見られ、市町の人口動態から

1 は、都市計画区域内でも高齢化が進んでおり、そのペースは一層増すことが予想される。  
2 また、東日本大震災及び原子力災害の影響により移転や長期避難が続けられており、本  
3 地域への帰還率がまだ低い状況にあるとともに、一方では労働者等の受け入れなどが見  
4 られることから、治安に関する不安の高まりの声が聞かれるなど、地域コミュニティに  
5 大きな影響を及ぼしている。

6 区域内の人口集中地区（D I D）は、相馬市相馬地区及び南相馬市原町区中心市街地  
7 に形成されているが、人口密度の低下が見られ、中心市街地が空洞化している状況がう  
8 かがえる。また、田園地域についても人口減少、少子高齢化が進行している。これらを  
9 背景に、地域の伝統文化や自然環境の保全、地域の相互扶助等を支えてきた地域コミュ  
10 ニティの担い手不足が懸念されており、市街地部、田園地域等それぞれにおいて、住み  
11 続けられる地域、若者も魅力や愛着が持てる地域を構築するための地域コミュニティの  
12 維持・再生が大きな課題である。

13 市街地部では、様々な都市機能が集積する市街地の特性を生かしながら、低未利用地  
14 などの有効活用によって人口の定着を促し、良好なコミュニティの形成をめざす。一方、  
15 田園地域では、都市との交流によるコミュニティの活性化を住民・行政の連携により進  
16 め、住み続けられる環境の実現を図る。

## 17 18 ⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

19 相馬市相馬地区及び南相馬市原町区中心市街地については、相双広域都市圏の中心と  
20 して、文化・医療福祉・教育・商業等多様な都市機能の充実と住み続けられる居住環境  
21 の形成を図り、圏域拠点としての機能や快適性をより高めることで魅力の向上とにぎわ  
22 いの創出を図る。

23 また、まち並みや歩行空間の整備を図るとともに、様々な資源を有効に活用しながら、  
24 商店街やまちづくり団体等の多様な主体と行政の連携を通じて、魅力ある商業空間やに  
25 ぎわいの創出に努める。

26 新地駅周辺については、J R常磐線及び新地駅の移設整備と津波防災に対応した面的  
27 な市街地整備を展開しており、復興した町のシンボルとなる生活拠点の形成を図るとと  
28 もに、都市や生活の中に地域情報通信技術を組み込んだスマート・ハイブリッドタウン  
29 を構築し、付加価値の高い拠点形成を図る。

30 鹿島駅、小高駅周辺は、それぞれ現在の商業・業務機能等の集積を生かし、田園地域  
31 も含めた日常生活を支える生活拠点としての機能強化を図るとともに、復興事業による  
32 高台の住宅地も含め良好な居住環境を有した生活拠点の形成を図る。

33 これらの拠点形成に当たっては、東日本大震災により縮小した人口規模や商圏の回復  
34 の状況を踏まえて適切な機能誘導を図る。

35 また、常磐自動車道や港湾等の物流基盤等を最大限に生かし、相馬港や既存の産業団  
36 地、福島イノベーション・コースト構想に関連する産業団地や研究施設、エネルギー基

1 地等を工業拠点と位置付け、新たな産業の促進を図る。さらに、優良な農地の保全を図  
2 るとともに、地域の資源を生かしながら、農商工連携や農林漁業の6次産業化による新  
3 たな産業の創出に努める。

#### 5 ⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

6 都市機能を集約したコンパクトな都市づくりを進めることで、過度に自動車へ依存せ  
7 ず、「ひと・まち・くるま」が共生する、環境負荷の少ない都市をめざす。このため、  
8 鉄道・バス等の公共交通利用を促進するほか、健康増進につながる快適な歩行環境の確  
9 保、渋滞の緩和に資する街路等の整備、中心核の魅力とにぎわいを高める取り組みを進  
10 めていく。

11 また、市街地では公園の整備を進め、緑地の確保に努めるほか、市街地を取り囲む山  
12 地や丘陵、海岸線、農地等の自然環境の保全を図る。

13 木質バイオマスや太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの有効利  
14 用やエネルギーの地産地消を進めるなど、低炭素・省エネルギーのまちづくり、ライフ  
15 スタイルの構築を推進していく。

#### 17 ⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備

18 都市施設は、都市住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、都市の安全性を高め、  
19 良好な都市環境を確保するものであり、既存の施設をできるだけ活用しながら、土地利  
20 用や他の計画との整合性、一体性に配慮して整備を進める。

21 道路等の交通施設については、区域の骨格を形成し、常磐自動車道へのアクセス道路  
22 等広域的な連携に資するもの、市街地内の交通を処理しつつまちの魅力づくりに資する  
23 ものを始めとして、計画的な整備を進める。

24 レクリエーションや憩いの場であり災害時の防災拠点となる公園や、都市の汚水・雨  
25 水処理する大切な機能を担っている下水道についても、長期的視点から計画的な整備  
26 を行う必要があり、地域社会の合意形成を図りながら積極的に都市計画に位置づける。

27 また、都市生活に必要不可欠なごみ焼却場、火葬場、市場等についても、施設の機能  
28 更新を見すえながら、適切に都市計画に位置づけていく。

29 なお、施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の  
30 参加・協力のもと、ユニバーサルデザインの理念に基づき、時代に対応した都市施設の  
31 整備に努める。

#### 33 ⑧復興をリードするまちづくりの推進

34 今後起こり得る大規模災害などに対して負けない都市づくり、迅速な復旧・復興を可  
35 能とする都市づくりに向けて、防潮堤や防災緑地、JR常磐線の復旧・移設、道路を始  
36 めとする都市インフラの整備、集団移転による新たな住宅団地の整備と拠点市街地の復

1 興・再整備、規制誘導による適切な土地利用の展開などハード・ソフト両面からの対策、  
2 復興・復旧事業が進められており、今後とも必要な事業・施策を推進する。あわせて、  
3 情報伝達手段の構築や、避難路・避難経路の整備などによる防災・減災の取り組みを進  
4 め、地域防災力の強化を推進する。

5 上記のような取り組みを進め、避難者の帰還を促す環境を整えるとともに、復旧・復  
6 興事業に関わる新たな住民・労働者や新規移住者への受入れにも対応した中で、地域コ  
7 ミュニティの再生・強化を目指した都市づくりを推進する。

8 あわせて、相双地域の新たな魅力につながるよう、地域の産業再生に資する開発誘導  
9 や都市基盤整備、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた研究開発やロボット研究・実証  
10 拠点の整備、エネルギー関連産業の集積などを展開し、浜通りの新たな産業・雇用を支  
11 える都市づくりを推進する。

### 13 ⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

14 本県、相馬地方においても人口減少社会を迎えており、財政面及び経済面において持  
15 続可能な都市経営を可能としていくために、市街地拡散を抑制し、都市の規模や特性に  
16 応じたコンパクトな都市づくりを推進する。

17 そこで、相馬市相馬地区及び南相馬市原町区の圏域拠点等では住・商・工などの生活  
18 利便機能や公共都市機能の集積・誘導、職住近接の実現など都市機能の集約を図るとと  
19 もに、周辺地域や田園地域ではコミュニティの維持・形成を前提にした上で、各種拠点  
20 や近隣地域相互との適切な機能分担と地域交通を通じた連携を図り、どこにいても安心  
21 して快適に暮らしていけるコンパクト+公共交通ネットワークによる都市構造を構築  
22 する。

23 また、復興に伴い避難者や復興事業従事者などの流入も見込まれることから、復興の  
24 ため必要最小限の市街地の拡大・分散化を許容しつつ、長期的な視点からコンパクトな  
25 都市づくりを展開していく。

27  
28 **参考 附图 1 都市構造図**  
29  
30  
31

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域は、福島県沿岸部の浜通り地方の北部に位置し、南部は相双広域都市圏として同一生活圏である双葉地方の都市計画区域と接している。また、平成27年3月に全線開通した常磐自動車道や、一般国道6号、平成28年12月に相馬駅から浜吉田駅までの区間が復旧したJR常磐線を通じ、北部の宮城県仙台地域との通勤等の結びつきが強く、一般国道115号や早期の全線開通を目指し整備が進められている相馬福島道路等を通じて西部の川俣都市計画区域・霊山都市計画区域・県北都市計画区域とのつながりも見られ、相馬福島道路の開通に伴いより強固な連携が期待されている。

交通動線の連続性は確保されつつあるものの、現在は福島第一原子力発電所近傍の双葉町、大熊町、富岡町等は帰還困難区域が設定されており、南北の往来・連携を確保する上での障壁となるものであるが、今後の廃炉等の国家的プロジェクトの進行状況にも注視しつつ相馬地方、双葉地方の連携のあり方を適宜設定していく。

区域内の相馬市相馬地区及び南相馬市原町区中心市街地の2地区は、都市機能の集積を生かし、区域内のみならず、隣接する双葉地方の都市計画区域からの買い物流動等、相双広域都市圏の圏域拠点となっていた。東日本大震災の影響により社会構造が変化している面はあるが、今後とも拠点機能の発揮に努める。

このことから、現在整備中の高速交通体系の活用を始め、生活圏内外を連携する交通基盤やレクリエーションの拠点となる公園等の都市基盤整備を進めるとともに、中心市街地の活性化による商業環境の整備を進め、相双広域都市圏の一体的な発展をめざす。

また、常磐自動車道とあわせ、JR常磐線や相馬福島道路の全線開通後は、本都市計画区域の利便性が飛躍的に高まるものと期待される。高速交通体系を活用したいわき方面・福島方面・関東圏との交流のほか、北部の新地町を始め従来から結びつきの強い仙台都市圏との交流・連携の強化が望まれ、本都市計画区域の豊かな地域資源の活用や重要港湾である相馬港の物流機能の再生・充実、福島イノベーション・コースト構想の実現による新たな産業拠点の形成に努める。

参考 附図2 広域都市構造図

#### 4) 保全すべき環境や風土の特性

東日本大震災の津波により、沿岸部の海水浴場や松川浦等は甚大な被害を受け、震災前とは様相が異なっているものの、本都市計画区域は、松川浦を始めとする太平洋を望む海岸線と、阿武隈高地の里山、阿武隈高地から海岸近くへ緩やかに連なる丘陵地、河川等多様な地形から構成され、これらは地域を特徴付け、地域の構造を形成する重要な要素となっている。また、優良な農地や丘陵地の溜め池、維持・保全活動が進む松川浦の海苔棚等自然と人の生活が作り上げた景観・環境が残されており、原釜・尾浜海浜公園などの砂浜・海水浴場の復旧・再生も進められている。さらに、貝塚・古墳群等の遺跡、馬陵公園・相馬中村神社・相馬太田神社・相馬小高神社・雲雀ヶ原祭場地等相馬野馬追の舞台ともなる相馬氏ゆかりの史跡等、歴史的な環境、伝統文化も多く残されている。

このような自然的環境や歴史的環境は、風土特性を形成するものであり、今後とも後世に残すため保全していく。

また、これらの資源は、保全を基本としながらも、その価値を広く内外にPRしながら、レクリエーションや観光資源としての活用を図る。



1 3. 区域区分決定の有無

2 1) 区域区分の有無とその理由

3

4 ①区域区分の有無

5 本都市計画区域では、区域区分を定めない。

6

7 ②判断理由

8 本都市計画区域は、平野部のほぼ全域が都市計画区域に指定され、市街地は南北を貫  
9 く一般国道6号とJR常磐線沿いに、分散して位置している。それぞれの市街地の間  
10 には農地や丘陵等が広がっており、地理的に市街地が連担する可能性は低い。

11 本都市計画区域を構成する相馬市、南相馬市及び新地町の総人口は、平成27年には  
12 104,528人であり、平成22年の116,919人から5年間で約10%減少し  
13 ている。震災前からの減少傾向に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響もあつたこ  
14 とから、平成22年以前よりも減少傾向が強まっている。

15 復興事業により新たな住宅団地の開発等が進められてきているものの、今後も長期的  
16 には人口減少が見込まれており、開発圧力が高まる可能性は低いと考えられる。

17 商業・工業についても、現在の用途地域内における未利用地を適切に活用した中で、  
18 復興事業や福島イノベーション・コースト構想の展開に対応していくことを基本とする。

19 山林・河川・海岸の自然環境、農地等の農業生産環境については、その山林、農地の  
20 多くは地域森林計画対象民有林や、農業振興地域の整備に関する法律等の他法の土地利  
21 用規制が及んでいることから、都市計画上土地利用を制限する必要性は低いと判断され  
22 る。

23 以上の理由により、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

24

25

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

本都市計画区域においては、商業・業務地、工業地、住宅地のそれぞれについて、以下のような方針に基づき、区域内の土地利用を図っていく。

#### ①商業・業務地（商業系）

商業業務地は、相馬市及び南相馬市原町区のそれぞれ中心市街地を広域的な商業・業務地として位置づけ、商業・業務・行政等都市機能の集積を図る。

J R 常磐線や一般国道 6 号沿いに一定の集積がある鹿島駅周辺、平成 28 年 7 月に避難指示が解除された区域に位置する小高駅周辺、復興事業により新たな市街地整備が進められている新地町役場周辺においては、各地区の住民の日常購買需要をまかなう近隣商業・業務地と位置づけ、それぞれの機能の集積を図り、住宅地と一体となった拠点の形成を図る。また旅館・土産物店等が立地する原釜漁港周辺は日常購買需要に加え、観光・レクリエーションの機能を併せ持つ近隣商業・業務地と位置づける。

相馬市市街地南部の馬場野地区の一般国道 6 号沿道については、既存の商業集積を生かしつつ周辺住民や圏域住民の需要に応える商業・サービス施設を配置する地区とする。

#### ②工業・流通業務地（工業系）

本都市計画区域では、基幹的な工業・流通業務地として、重要港湾相馬港の背後地でもある相馬市及び新地町の相馬中核工業団地（西・東地区）においては本都市計画区域の基幹的な工業集積地として引き続き操業環境の維持を図る。

この他、水産品加工工場等が集積する原釜漁港周辺、既存工業や住工混在型の土地利用がなされている相馬市相馬地区及び南相馬市原町区の中心市街地や新地町・南相馬市鹿島区における一般国道 6 号沿道、南相馬市小高区市街地東部等における既存工業や住工混在型の土地利用については、住宅地等への環境へ配慮しつつ、適正な工業施設の利用を図る。

また、既に工場の集積がある南相馬市原町区の一般国道 6 号以東の（一）下渋佐南新田線沿道を中心とした工業系施設が集積した地区、南相馬市原町区の下太田工業団地、信田沢工業団地、南相馬市小高区の小高中央工業団地、南相馬市小高区の南東部に点在する工業団地については、周囲の山林や農地等へ適切な配慮をおこないつつ、これまでの工業生産基盤を活用していく

あわせて、福島イノベーション・コースト構想の一翼を担うロボット産業の拠点として南相馬市原町区の復興工業団地の整備を推進するとともに、津波被災を受けた沿岸部については、居住地としての活用が困難となったことから周辺農地や未利用地等を利用

1 し、エネルギー関連産業用地として展開していく。

2 なお、相馬中核工業団地（東）及び、南相馬市沿岸部には立地条件を生かした火力発  
3 電所が立地しており、相馬港4号ふ頭へのLNG基地の建設と既存発電所の増設を図る  
4 ことによって、電源拠点としての機能強化を図る。

5 また、常磐自動車道南相馬IC付近に、広域交通の利便性を生かした流通業務地・工  
6 業地としての活用を検討する。

### 7 8 ③住宅地（住居系）

9 東日本大震災による津波被害を受けて、住宅地は沿岸部より高台にあたる地域への配  
10 置を基本とし、都市機能や基盤が集積する市街地（用途地域）の住宅地については、周  
11 辺の商業施設等との調和を図りつつ、良好な居住環境の整備・保全を促進し、快適でゆ  
12 とりのある土地利用を進める。特に、相馬市川沼地区や南相馬市原町区駅東部地区等の  
13 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の復興事業、その他の住宅開発事業によっ  
14 て整備された地区については、今後も良好な居住環境の維持に努める。

15 なお、人口減少時代に対応し、新たな土地需要に対して主として市街地内の未利用地  
16 について計画的な土地利用を誘導していくものとする。また、中心商店街周辺の古くか  
17 らの住宅地では、狭い道路や行き止まり道路が多い地区が存在しており、これらの居住  
18 環境の改善を図る。

19 津波により被災した新地駅前地区については、復興のシンボルとして、低層系の住宅  
20 地を主体とした地区計画の設定、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業による良  
21 好な住宅地としての整備を進める。

## 22 23 2) 土地利用の方針

### 24 25 ①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

26 東日本大震災による津波被害の状況を踏まえた災害危険区域の指定など、土地利用の  
27 推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備、面的整備等の状況を踏まえて必要に応  
28 じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

29 特に用途転換については、用途地域や地区計画制度等を活用し、地区特性に応じた用  
30 途転換や土地利用の純化、あるいは複合化を推進する。

31 なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合  
32 を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とす  
33 る。

### 34 35 ②居住環境の改善又は維持に関する方針

36 超高齢社会への対応等、時代のニーズに対応した多様で質の高い住宅整備の促進、住

1 環境の改善や定住促進に資する、需要に応じた住宅や住宅地供給の促進を図る。

2 新地駅及び町役場周辺地区においては、土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業の  
3 導入及び地区計画を活用し、上記のような質の高い住宅地の整備により、良好な住環境  
4 の確保や定住の促進に資する住宅地の供給を計画的に進める。

5 東日本大震災に伴う仮設住宅等への入居や新たに整備された住宅団地・災害公営住宅、  
6 復興に関連する従事者の流入等の状況を踏まえ、個々の住宅の居住環境とあわせて地域  
7 としてコミュニティの形成を促進する。

### 9 ③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

10 都市内の緑地は都市に潤いを与え、豊かな生活を育む景観や環境を形成しており、馬  
11 陵公園や桜平山公園等は、観光・レクリエーションの拠点として、また身近な水辺空間・  
12 歴史的環境として整備・保全・活用を図る。特に東ヶ丘公園については、市街地に近接  
13 した地域の広域的な公園として整備を図る。

14 また、馬陵公園や相馬小高神社を始めとする市街地に残された樹林や社寺境内地の緑  
15 地、市街地を流れる河川等は、都市に潤いを与える貴重な緑地として今後とも保全して  
16 いく。

17 なお、相馬中核工業団地を始めとする工業団地では、周辺農地や山林と調和した景観  
18 形成等の観点から適切な緑地の保全・育成に努める。

19 津波により被災した沿岸部の緑地・風致資源については、北泉海浜総合公園や原釜・  
20 尾浜海浜公園などの復旧・再整備を進め、海岸資源の保全・再生に努める。

### 22 ④優良な農地との健全な調和に関する方針

23 農地は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、津波によ  
24 り被災した農地の復旧に努めるとともに、今後とも優良な農地として保全するものとす  
25 る。また、市街地周辺に位置する農地は、都市環境を形成する要素のひとつであり、山  
26 林や集落地と一体的な環境として位置づける。

27 なお、既存集落の維持にあたっては、優良な農地との調和を考慮した適切な土地利用  
28 を図る。

### 30 ⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

31 本都市計画区域には、阿武隈高地に連なる山地・丘陵地、宇多川や真野川、新田川等  
32 の河川、太平洋沿いの自然海岸、優良な農地、丘陵地の溜め池やその周辺の松林等、貴  
33 重な自然的環境があり、遺跡や建造物等の歴史資産も多く残されている。このような自  
34 然的環境は、本都市計画区域の風土特性を形成しており、無秩序な開発の抑制により、  
35 環境の保全を図る。

1 ⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

2 用途地域が定められていない区域は、主に自然環境と調和した良好な居住環境を維  
3 持・保全していく区域とする。市街地外の既存集落については、生活排水対策や道路等  
4 の生活基盤整備を進め、周辺の山林や農地と調和した居住環境を形成する。なお、優良  
5 な田園居住を実現するための開発を行う場合には、自然環境や農業環境との調和に配慮  
6 した適切な土地利用を誘導する。

7 東日本大震災に伴う集団移転により整備された住宅地や災害公営住宅については、今  
8 後も良好な居住環境の維持が図られるよう、適切な土地利用の規制・誘導を図る。

9 南相馬市原町区の南相馬 I C 付近については、常磐自動車道の全線開通に伴い広域交  
10 通の利便性が高まり、開発行為や新たな工業基盤の形成等、計画的な都市的土地利用も  
11 想定される状況にあるため、農林業との調整の中で、都市計画区域への編入や準都市計  
12 画区域の指定も必要に応じて検討する。

13  
14 参考 附図 3 土地利用方針図  
15  
16

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、良好な都市景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### ①基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本都市計画区域における交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を図るものとする。

##### ○広域的な連携軸の強化

高速道路は、南北の骨格連携軸となる重要な路線であり、都市機能の充実のためにも常磐自動車道の全線4車線化の早期着手や追加インターチェンジの整備など、機能強化を要望していく。また、一般国道6号の機能強化により、隣接する都市との連携の強化を図る。

また、東西方向の交流軸として、相馬福島道路及び同インターチェンジの整備を促進するとともに、インターチェンジへのアクセス道路となる一般国道115号や(主)原町川俣線等の機能強化を図る。

##### ○都市の軸の整備

市街地の骨格となる幹線道路、市街地と広域幹線や集落地等を結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保等により、安全で快適な道路整備を図る。

##### ○交通結節機能の強化

相馬駅・原ノ町駅を中心とした鉄道・バス等の公共交通機関と自家用車等との適正な機関分担の促進により、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立し、過度な自動車依存の抑制、環境負荷の低減を図る。

また、復興事業に伴い整備された新地駅前広場や原ノ町駅西口駅前広場の整備により交通結節機能の強化を図る。

##### ○人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院等の公共施設を中心にユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしい環境づくりを進める。

1 ○防災機能の強化

2 東日本大震災からの復興に向けて、多重防御による適切な防災・減災対策を進めてお  
3 り、防潮堤や防災緑地等といった防災施設とあわせて、復興まちづくりと一体となった  
4 幹線道路のネットワーク化を推進する。

5 あわせて、これら幹線道路を土台とした消防救急体制の充実や、防災教育の充実、自  
6 主防災組織の育成・強化の支援など、命と暮らしを最優先とする災害に強いまちづくり  
7 を推進する。

9 ②主要な施設の配置の方針

10 ア. 道路

11 ○高規格幹線道路

12 東京と仙台を連絡し浜通り地方を南北に縦断する常磐自動車道と、相馬市と福島市を  
13 結ぶ東西方向の相馬福島道路の整備を促進し、ネットワーク機能の強化を図るとともに、  
14 地域間の交流促進と連携強化、災害時の緊急輸送等の防災機能の強化を図る。

15 ○主要幹線道路

16 主要幹線道路は、南北方向に一般国道6号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線、  
17 (主)相馬亙理線、(一)北泉小高線、(一)広野小高線を配置する。東西方向には、一般国  
18 道113号及び115号、(主)原町川俣線を配置し、中通り方向との交流・連携を図る。

19 また、(都)下高平北長野線と(都)旭町信田沢線の一部((主)原町川俣線)をインター  
20 チェンジへのアクセス路線として整備を図る。

21 ○幹線道路

22 (一)浪江鹿島線や(一)山上赤木線、(都)環状1号線等、主要幹線道路を補完し  
23 て区域内の市街地を結ぶ道路や、市街地と集落とを連絡する道路、各市街地内部の交通  
24 を処理し良好な市街地を形成する道路等について、計画的に整備を図っていく。

25 なお、(主)原町浪江線(南相馬市原町区)等、中心市街地の商業地等における整備  
26 にあたっては、交通処理機能だけではなく、歩行者空間の整備等の生活環境と調和した  
27 都市交通基盤の整備を図る。

28 長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利用や交通  
29 需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

30 ○生活道路

31 市民生活の利便性、安全性、快適性を確保するとともに、超高齢社会に対応し、高齢  
32 者のモビリティや交通特性に配慮しながらユニバーサルデザイン化を図り、市内各地域  
33 内の生活道路網の整備、交通安全対策を推進する。

34 ○自転車・歩行者交通

35 超高齢社会に対応し、誰もが安全に安心して暮らせる生活環境づくり、また環境と共  
36 生した人にやさしいまちづくりのため、歩行者等の快適性や利便性を高める道路空間整

1 備（歩道及びサイクリングロードの整備、道路の緑化等）を図る。特に、観光地周辺で  
2 は、観光客等が楽しめるような空間演出を施すとともに、歩行者・自転車空間のネット  
3 ワーク形成により回遊性を確保し、にぎわいの創出を図る。

4 学校周辺の道路については、通学者の安全性を確保するため、できる限り歩道の設置、  
5 有効幅員の確保に努める。

## 7 **イ. 交通・駅前広場**

### 8 ○駅前広場

9 超高齢社会において、交通の利便性を確保し、誰もが快適に移動できるよう、公共交  
10 通である鉄道・バス交通の利便性の確保を図る。また、時代に即した新たな公共交通シ  
11 ステムの取り組みを支援する。こうした公共交通体系の拠点として、原ノ町駅西口駅前  
12 における街路整備事業等と一体的に新たな駅前広場の整備を推進する。

14 **参考 附図4 交通施設方針図**



1 ③主要な施設の整備目標

2 概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

3

4 【道路】

市町村名	都市計画道路 名称	道路法による路線名
南相馬市	(都) 駅前北原線	(一) 小浜字町線
	(都) 上太田上北高平線	(一) 浪江鹿島線
	(都) 環状1号線	※
	(都) 環状2号線	市道北町9号線
	(都) 夜の森前大木戸線	(主) 原町浪江線
	(都) 下高平北長野線	(主) 原町川俣線

5 ※路線名については現在、県と市で協議中。

6

7 【駅前広場】

市町村名	都市計画道路 名称	広場名、道路法による路線名
南相馬市	(都) 駅前北原線	原ノ町駅西口駅前広場 ((主) 原町二本松線、(一) 小浜字町線)

8

9

1 2) 下水道及び河川

2  
3 ①基本方針

4 ア. 下水道の整備の方針

5 本都市計画区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽によっ  
6 て行なわれている。下水道の整備は、今後とも市街地形成過程を踏まえて効率的な施設  
7 整備と耐震化や適切な維持管理を図っていくものとし、生活雑排水による河川や海の水  
8 質の悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を促進する。

9 イ. 河川の整備の方針

10 河川については、洪水等の災害履歴等を考慮して、災害発生の危険性等を総合的に判  
11 断し、河川改修を進める。また河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのでき  
12 る環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

13  
14 ②主要な施設の配置方針

15 ア. 下水道

16 公共下水道事業計画に基づき、市街地全体を中心として配置し、公共下水道計画区域  
17 の着実な整備を進める。

18 イ. 河川

19 本都市計画区域には、市街地に隣接して地蔵川、小泉川、梅川、新田川、笹部川、水  
20 無川等が流下している。これら河川については、河川改修計画に基づき、景観や親水性  
21 等の河川環境に配慮しながら、必要な治水施設の整備を行う。

22  
23 参考 附図5 下水道整備の方針図  
24  
25

1 ③主要な施設の整備目標

2 概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

3  
4 ア. 下水道

5

種別		名称
公共下水道	単独	相馬市公共下水道
		南相馬市公共下水道
		新地町特定環境保全公共下水道

6  
7  
8  
9 イ. 河川

10

種別	名称
二級河川	地藏川、立田川、小泉川、梅川、笹部川、砂子田川

11  
12  
13  
14  
15  
16

### 3) その他都市施設

#### ①基本方針

本都市計画区域では、快適な生活を営む上で必要不可欠なごみ処理施設、市場、墓園、火葬場などの都市施設が位置づけられており、引き続きこれら既存施設の有効活用を図りながら、適宜、機能の更新を図る一方、今後必要となる都市施設については設置の検討を行った上で、新たに配置していくものとする。

#### ②主要な施設の配置の方針

##### ア. 臨港地区

重要港湾である相馬港は臨港地区に指定され、相双地域及び福島市を中心とする県北地域から山形・宮城両県の南部地域に広がる背後圏を有している。今後の道路交通網の整備に伴い、これら広域経済圏の物流基地としての発展が期待されている。

また、本港の背後に位置する相馬中核工業団地は、相馬地域総合開発計画に基づいて整備が進められるとともに企業立地が進展しており、相双地域の産業の核として発展することが期待されている。

相馬港においては、物流需要に対応した機能の充実・強化、既存発電所の増設や相馬港4号ふ頭へのLNG基地の建設等の推進によるエネルギー拠点としての機能の充実・強化とともに、防災機能等を備えた、総合的な港湾空間の形成を図る。

##### イ. ごみ処理施設

都市施設として、相馬市の相馬方部衛生組合ごみ焼却場及び相馬方部衛生組合光陽クリーンセンター、相馬港焼却場、南相馬市の原町ごみ焼却場（クリーン原町センター）を位置づける。

市民生活の向上及び生活様式の変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化、高カロリー化、さらには環境負荷低減のため、施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。

##### ウ. 汚物処理施設

汚物処理施設として、相馬市の相馬方部衛生組合衛生センター、南相馬市の零浄化センターを位置づける。

し尿処理は、用途の定められた区域については公共下水道を基本としながら、農業集落排水事業や浄化槽などを効率的に組み合わせながら整備を進めていく。

##### エ. 市場

市場として、相馬市の相馬総合地方卸売市場と相馬双葉漁協相馬原釜地方卸売市場、新地町の相馬双葉漁協新地支所魚市場を位置づける。これらについては、流通形態の多様化や消費面における食生活の多様化等に十分対応しうるよう施設の効率的な活用と適切な運営に努めるものとする。

1 **オ. 火葬場**

2 火葬場として、相馬市の相馬方部環境衛生組合火葬場（一里壇斎苑）、南相馬市の原  
3 町方部環境衛生組合火葬場（原町斎場）を位置づける。火葬場については、将来の火葬  
4 需要を見据えながら、周辺環境に配慮し、施設利用者の利便性の向上に努めるものとす  
5 る。

6 **カ. 墓園**

7 墓園として、南相馬市の陣ヶ崎公園墓地（南相馬市宮原町陣ヶ崎公園墓地）を位置づ  
8 ける。適切な運営を行うとともに、需要に応じた計画的な整備を進める。

9 **キ. 防潮の施設等**

10 津波や高潮等の被害を軽減する施設として、沿岸部には防潮堤や防災緑地等を位置づ  
11 ける。これらについては、適切な管理と保全に努める。

12  
13 **参考 附図6 その他の都市施設整備の方針図**  
14  
15  
16

1    **6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針**

2           市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づ  
3           くものとする。

4  
5    **1) 主要な市街地開発事業の決定の方針**

6           本都市計画区域では、県内最初の土地区画整理事業となった原釜地区を始め、土地区  
7           画整理事業により良好な市街地形成を図ってきており、これらの地区の有効利用を図っ  
8           ていく。

9           新地駅周辺においては、東日本大震災からの復興に向けて、J R常磐線及び新地駅の  
10          移設・再編と一体となった土地区画整理事業及び津波拠点整備事業を導入し、新たな住  
11          宅団地と合わせてアクセス道路や駅前広場を含めた駅周辺地区の整備を図り、良好な住  
12          環境の形成と生活サービスの拠点の形成を図る。

13  
14   **2) 市街地整備の目標**

15          概ね10年以内に実施を予定する主要な地区については、次のとおりとする。

16

市町村名	種別	地区名
新地町	土地区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業)	中島地区(新地駅周辺)
新地町	津波復興拠点整備事業	中島地区(新地駅周辺)

17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25

## 1 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

2 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の  
3 方針に基づくものとする。

### 4 1) 基本方針

#### 5 ①自然環境の整備及び保全の必要性

6 本都市計画区域には、東日本大震災に伴い沿岸部の自然環境の様相が一変した部分  
7 あるものの、一部を自然環境保全地域に指定されている阿武隈高地に連なる山林・丘陵  
8 地、宇多川や真野川、新田川等の河川、優良な農地、丘陵地の溜め池やその周辺の松林  
9 等、貴重な自然的環境があり、遺跡や建造物等の歴史資産も多く残されている。

10 特に、北部沿岸部には、入海の一部で県立自然公園にも指定されている松川浦があり、  
11 漁業やレクリエーション、景観といった震災前に有していた機能の再生に向けて事業が  
12 進められており、観光拠点としての再生・活性化を目指している。また、南相馬市原町  
13 区の市街地に隣接した東ヶ丘公園は、歴史と伝統ある相馬野馬追の祭場として、観光レ  
14 クリエーション拠点を形成している。

15 また、生産の場である農地や、憩いやレジャーの場でもある河川・海岸は、本都市計  
16 画区域を特徴付ける丘陵とともに、重要な景観的要素となっている。

17 このように、本都市計画区域の自然環境は、住民を始め多くの人々の生活に潤いを与  
18 えると同時に、地域のアイデンティティ形成に重要な役割を果たしており、今後ともこ  
19 の良好な自然環境の保全を図る必要がある。

20 なお、必要に応じた建物等の高さ制限により、市街地から鹿狼山等の地域のシンボル  
21 の眺望、景観を確保し、都市として良好な自然的環境の維持、形成を図ることを基本と  
22 する。

23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### ①環境保全システムの配置方針

本都市計画区域の樹林地や河川については、今後とも区域内の都市の自然環境の根幹をなす緑地として保全していく。西部の阿武隈高地から広がる緑地は、水源の涵養、斜面崩壊防止等の県土保全に寄与しており、今後とも保全を図る地域とする。また、沿岸部についても、海岸段丘及び防潮林の再生・保全を図るとともに、特に、松川浦に流入する河川の水質を確保する。

なお、本都市計画区域は、県の天然記念物であるマルバシャリンバイを始め、貴重な植生や多様な生態が息づく環境が残っており、これらは今後とも自然環境として保全していく。

河川の改修や公園緑地の整備等に当たっては、生態系に配慮し、環境共生の考え方に基づいた施設整備を行い、自然環境の保全・調和を図る。

### ②レクリエーションシステムの配置方針

身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。

都市基幹公園としては、馬陵公園や新地町総合公園、原町運動公園を配置し、広域的な拠点として充実・整備を図る。東日本大震災により被災した北泉海浜総合公園については、復旧・再生に向けて整備を図るとともに、東日本大震災のメモリアルパークとしての機能も加味し、広域的な拠点機能の発揮・再生に努める。また、東ヶ丘公園は、相双地域で唯一の広域公園として位置づけ、相馬野馬追に代表される歴史・文化の伝承と都市近郊に残された里山の自然を守る風土性豊かな公園として整備・充実を図る。

このほか、沿岸部に位置する松川浦は、年間約100万人の観光客が訪れるレクリエーション拠点として位置づけ、その再生と環境整備を図る。

また、相馬小高神社等の文化遺産や河川の水辺空間に残る豊かな緑地といった自然・歴史的環境は、住民が歴史・緑・水辺に親しむ空間として、保全とその活用に努める。

### ③防災システムの配置方針

都市防災に対応する緑地については、地震災害時における避難や防災活動の拠点となる公園・広場を位置づけ、広域避難地や一時避難地として整備を推進する。特に、東ヶ丘公園や馬陵公園は、市街地に近接する防災公園として、その機能の強化を図る。

崖崩れの危険性の高い箇所では、斜面の地滑りや急傾斜地崩壊等の災害を抑制する緑地として位置づけ、保全を図る。

相馬中核工業団地等の工業地では、緩衝緑地の確保、保全等による周辺環境との調和を維持する。



1 津波被害の顕著な地区においては、津波の減衰と浸水被害範囲の軽減、避難時間の確  
2 保、漂流物の捕捉により衝突の被害軽減に効果を発揮するとともに、レクリエーション  
3 や景観資源としても活用できる防災緑地や防災林の整備と保全を図り、津波被害からの  
4 多重防御機能の発揮に努める。

#### 6 ④景観構成システムの配置方針

7 本都市計画区域は、阿武隈高地に連なる山地・丘陵地、河川、太平洋沿いの海岸、農  
8 地等の自然的環境と、遺跡や建造物等の歴史資産が多く残されており、こうした都市と  
9 自然が共存した自然環境を保全・育成していく。

10 住宅地においては、建築協定や緑化協定の誘導を図り、良好な景観形成を進める。

11 また、中村城跡を中心とした相馬市中心市街地など、特色ある市街地の構造に配慮し  
12 ながら、主要幹線道路沿い等の都市景観を構成する要素について適切な保全を図る。

1 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

2 本都市計画区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

3

公園緑地名		整備、保全方策（地域地区等を含む）
住 区 基 幹 公 園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用できるよう確保を図る。特に、緑の交流拠点となる公園を計画的に配置する。 相馬市街地中心部に存在する馬陵公園、新地町総合公園を広域的な拠点として位置づけ、住民のスポーツレクリエーション、防災等の機能を備えた公園の整備を図る。また、南相馬市原町区の北泉海浜総合公園をレクリエーションゾーンとして位置づけ、未整備区域の整備促進を図る。
	運動公園	南相馬市の原町運動公園を位置づけ、都市住民全般の主として運動に利用できるように確保を図る。
大 規 模 公 園	広域公園	主として区域を越える広域のレクリエーション需要を充足できるように確保を図る。特に、相馬野馬追の会場となる東ヶ丘公園を広域公園として位置づけ、観光やレクリエーションに資する公園として整備する。
	特殊公園	墓地の持つ個人を葬り、故人をしのぶ場としての機能とともに、参拝と同時に散歩、休憩等の静的なレクリエーション利用に対応できるように配置する。特に、良好な環境を備えた公園墓地の拡大整備を図る。
	緩衝緑地 都市緑地 防災緑地等	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や緩和または災害の防止のため確保を図る。また、都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上の確保を図る。 相馬中核工業団地周辺には、上記公園のほか、良好な都市環境を形成するための緑地を配置・位置づけ、整備を図る。 優れた自然環境を有し、景観の面からも重要な緑地である、唐神溜め池周辺、横峯溜め池周辺、石の宮溜め池周辺、桜平山公園周辺、海老浜のマルバシャリンバイ自生地、舟戸松原等の緑地については、風致地区の指定による保全を検討し、貴重な緑地資源の保全や活用を図る。 津波被害の大きかった沿岸部については、防災機能と緑地としての景観機能を有した防災緑地等の整備・保全を図る。

4

5

6

7

8

参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

1 4) 主要な公園緑地の確保目標

2 概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

3

市町村名	種類	名称
南相馬市	広域公園	東ヶ丘公園
	特殊公園	陣ヶ崎公園墓地

4

5

市町村名	種類	名称
相馬市	緑地	原釜尾浜防災緑地
新地町	緑地	埴浜防災緑地
	緑地	釣師防災緑地

6

7

8

9

## 1 都市形成略史年表

年	出来事
南北朝時代	相馬光胤らが小高城（現在の相馬小高神社）を修築する。
慶長 16 年(1611 年)	相馬氏が小高から相馬領の北端に近い中村（相馬市中村）の地に築城し移り住む。以後、幕末まで相馬氏の統治が続く。
明治 22 年(1889 年)	町村制施行に伴い、宇多郡中村町、飯豊村、磯部村、大野村、松ヶ江村、八幡村、山上村、玉野村が発足。 福田村、新地村、駒ヶ嶺村が発足。 行方郡原町村、太田村、高平村、大甕村、石神村、小高村、福浦村、金房村の 8 村が発足。
明治 29 年(1896 年)	宇多郡が行方郡と合併し相馬郡が発足。
明治 30 年(1897 年)	常磐線相馬一岩沼間開業。 町制施行により、原町村が原町となる。
明治 31 年(1898 年)	町制施行により、小高町が誕生する。
明治 33 年(1900 年)	磯部村の一部が分立し日立木村が発足。
明治 33 年(1900 年)	常磐線全通。
昭和 4 年(1929 年)	松ヶ江村が中村町に編入。
昭和 15 年(1940 年)	相馬に都市計画区域指定。
昭和 18 年(1943 年)	原町に都市計画区域指定。
昭和 24 年(1947 年)	小高町に都市計画区域指定。
昭和 29 年(1954 年)	中村町、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日立木村、磯部村が対等合併し相馬市となる。 福田村、新地村、駒ヶ嶺村が合併し、新地村となる。 原町、太田村、大甕村、高平村の 1 町 3 村が合併し、原町市となる。 小高町、福浦村、金房村の 1 町 2 村が合併し、小高町となる。 鹿島町、真野村、八沢村、上真野村が合併し、鹿島町となる。
昭和 35 年(1960 年)	相馬港が地方港湾に指定。
昭和 37 年(1962 年)	鹿島町に都市計画区域指定。
昭和 46 年(1971 年)	新地村から新地町となる。 原町で用途地域を都市計画決定。
昭和 49 年(1974 年)	相馬港が重要港湾に指定。
昭和 49 年(1974 年)	新地町に都市計画区域指定。
昭和 59 年(1984 年)	相馬市、新地町で用途地域の都市計画決定。
昭和 61 年(1986 年)	小高町で用途地域を都市計画決定。
昭和 63 年(1988 年)	相馬港が関税法による開港指定を受ける。
平成 6 年(1994 年)	鹿島町で用途地域を都市計画決定。
平成 18 年(2006 年)	原町市及び相馬郡小高町・鹿島町が合併し、南相馬市となる。
平成 23 年(2011 年)	東日本大震災発生。 南相馬市の小高区及び原町区の一部において避難指示区域の設定。 復興支援道路として東北中央自動車道（相馬福島道路）が位置づけられる。
平成 27 年(2015 年)	常磐自動車道全線開通。
平成 28 年(2016 年)	南相馬市の帰還困難区域を除く避難指示区域が解除。
平成 29 年(2017 年)	相馬福島道路 相馬山上 I C～相馬玉野 I C 開通。

2

3



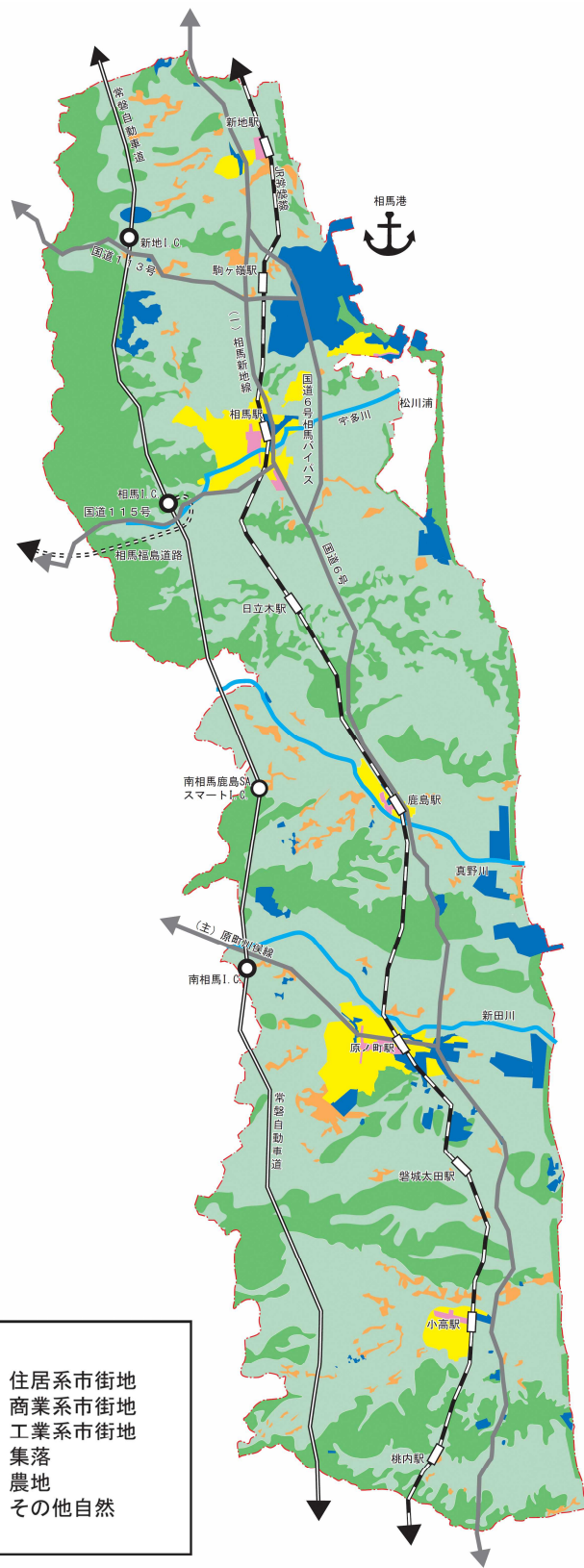
3

参考 附図1 都市圏構造図 (参考)

4

一相馬地方都市計画区域一





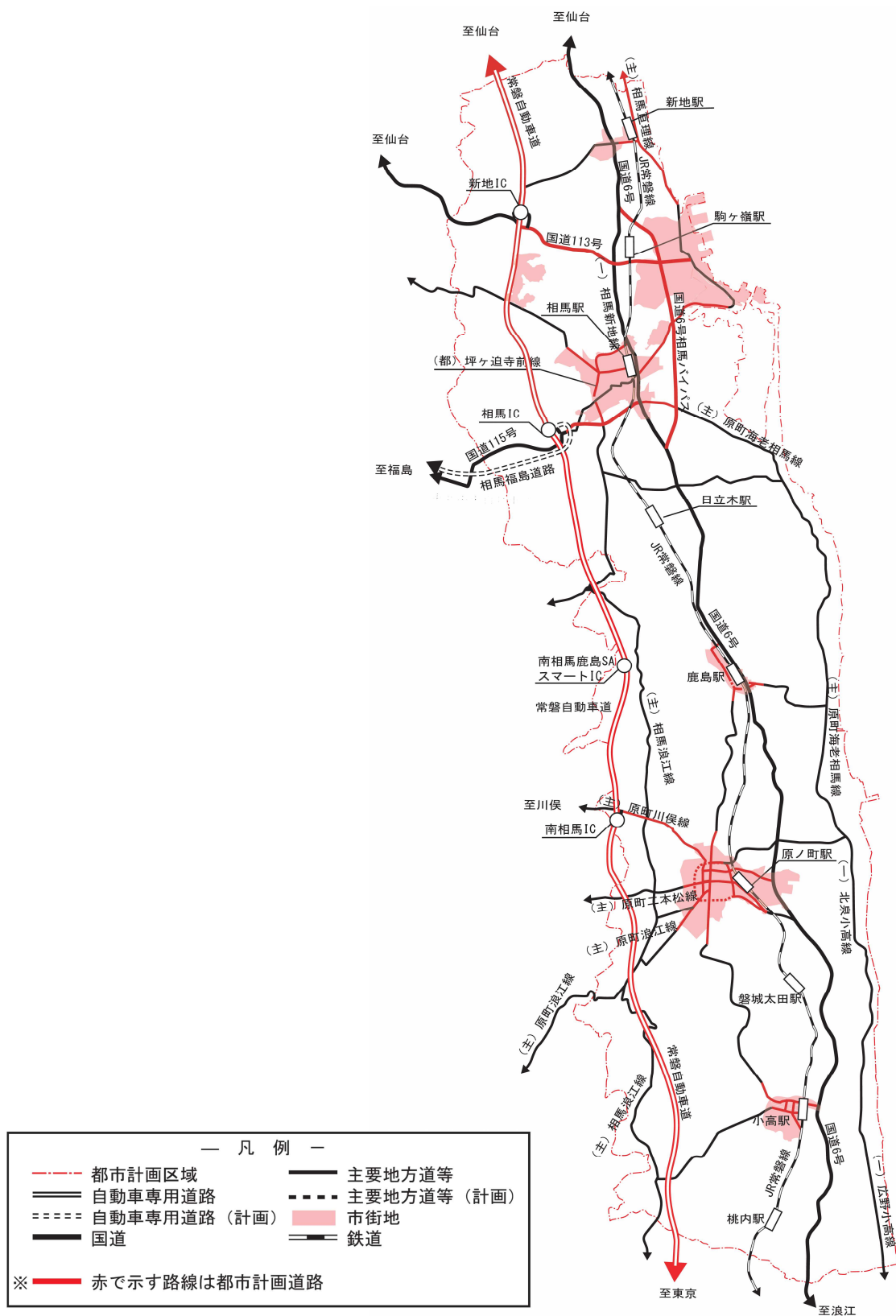
— 凡 例 —

	都市計画区域		住居系市街地
	自動車専用道路		商業系市街地
	自動車専用道路 (計画)		工業系市街地
	主要幹線道路		集落
	新幹線・鉄道		農地
	河川		その他自然

参考 附図3 土地利用方針図 (参考)

—相馬地方都市計画区域—

1  
2  
3



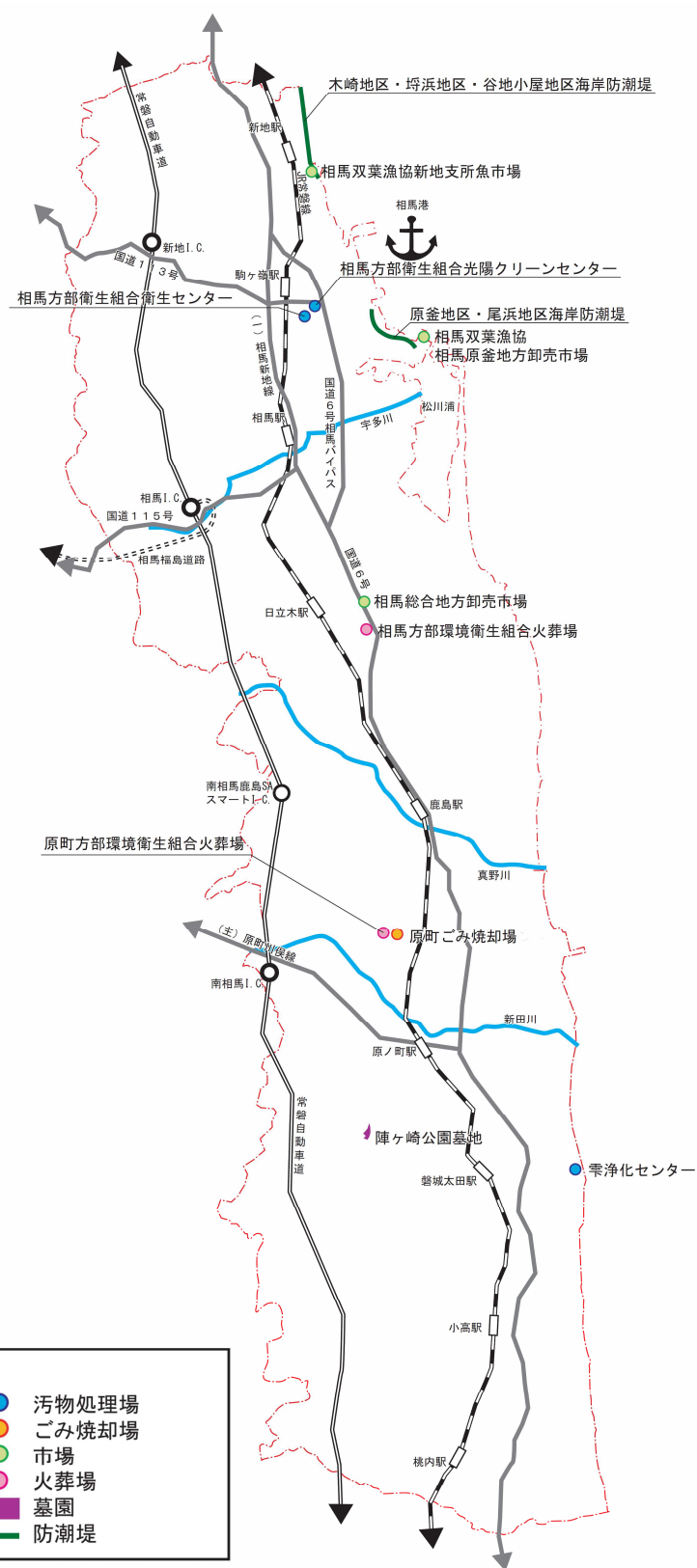
参考 附図4 交通施設方針図 (参考)

— 相馬地方都市計画区域 —

1  
2  
3



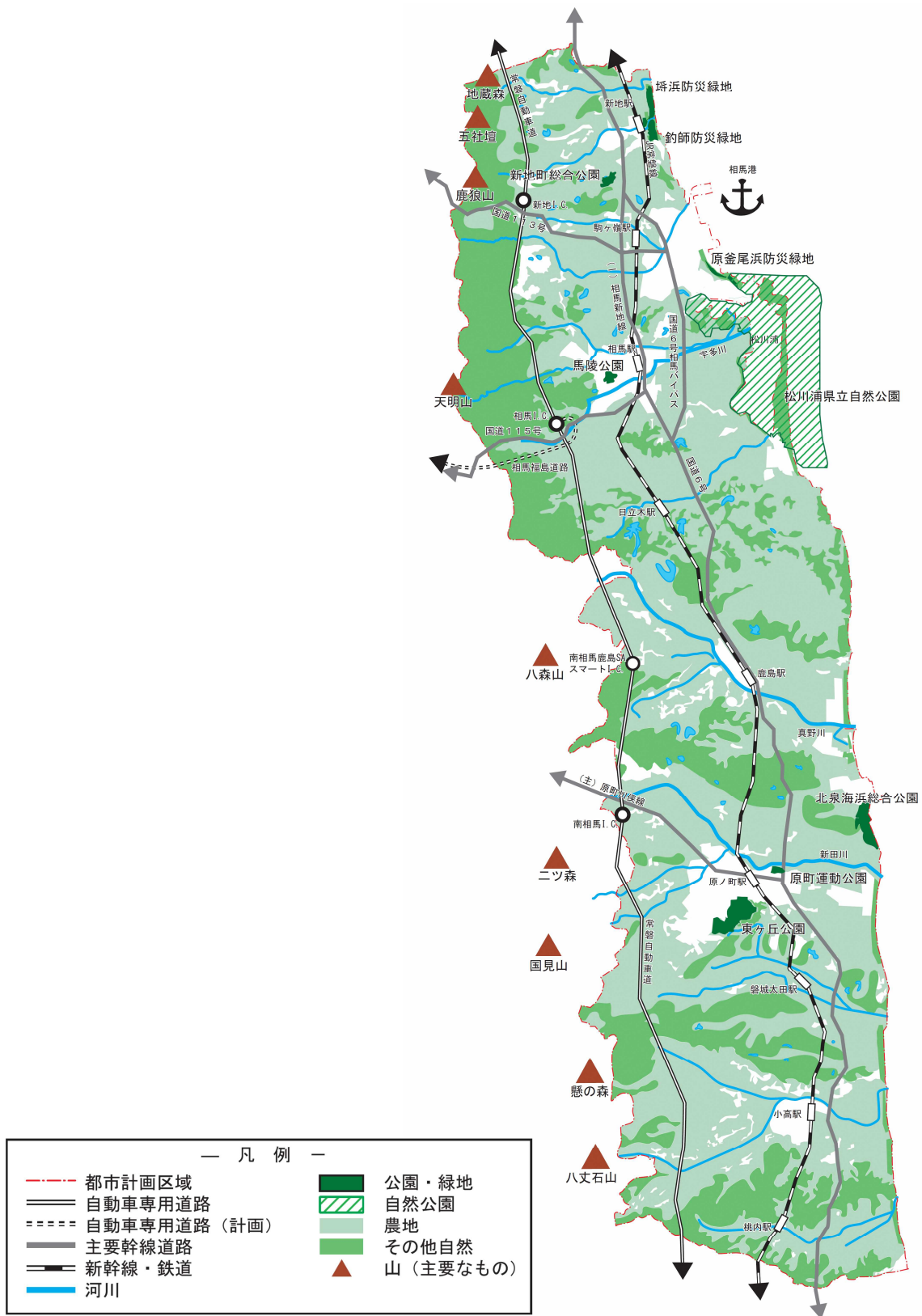




1  
2  
3

参考 附図6 その他の都市施設整備の方針図 (参考)

— 相馬地方都市計画区域 —



1  
2  
3

参考 附图 7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図 (参考)

—相馬地方都市計画区域—